

枚方市青少年問題協議会設置条例

昭和 41 年 8 月 6 日

条例第 37 号

(設置)

第 1 条 地方青少年問題協議会法(昭和 28 年法律第 83 号。以下「法」という。)第 1 条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市青少年問題協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(平 12 条例 39・一部改正)

(委員)

第 2 条 法第 3 条第 1 項に規定する委員(以下「委員」という。)は、20 人以内とする。

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

(平 12 条例 39・一部改正)

(会長及び副会長)

第 3 条 協議会に会長のほか、副会長 2 人を置き、うち 1 人は、委員である本市副市長(当該者が複数ある場合にあつては、会長が指名した者)をもつて充て、他の 1 人は、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、あらかじめ指定された順位により、その職務を代理する。

(平 12 条例 39・平 16 条例 6・平 19 条例 1・一部改正)

(会議)

第 4 条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の定数の半数以上出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第 5 条 協議会に、専門の事項の調査及び協議会の所掌事務について委員を補佐させるため必要があるときは、幹事を置くことができる。

2 幹事は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

3 幹事の任期については、第 2 条第 2 項及び第 3 項の規定を準用する。この場合において「委員」とあるのは「幹事」と読み替えるものとする。

4 幹事は、会長の求めに応じ、協議会の会議に出席し、意見の具申等を行うことができる。

(平 12 条例 39・一部改正)

(委任)

第 6 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平 12 条例 39・旧第 7 条繰上・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則〔平成 12 年 9 月 26 日条例第 39 号〕

この条例は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則〔平成 16 年 3 月 15 日条例第 6 号抄〕

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

〔平成 16 年規則第 17 号で、同 16 年 4 月 1 日から施行〕

附 則〔平成 19 年 3 月 9 日条例第 1 号抄〕

1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。